

令和3年度 第4回新潟市環境影響評価審査会

日時：令和3年12月14日（火）午後2時から

会場：市役所本館 3階 対策室

（司 会）

ただいまから、令和3年度第4回新潟市環境影響評価審査会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

本日の審査会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ウェブ開催とさせていただいております。

本日の出席状況ですが、委員15名のうち11名の委員が出席されております。それから、3名の委員から委任状をいただいております。過半数を超えておりますので、本日の審査会が成立しておりますことをご報告させていただきます。

はじめに、環境対策課長からごあいさつ申し上げます。

（環境対策課長）

本日はお忙しい中、新潟市環境影響評価審査会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。今回も、事業者側からご出席いただいております。誠にありがとうございます。

本日の審査会でございますけれども、今回もまたコロナ対応ということで、リモートによる会議とさせていただきました。委員の皆様には、またご不便をおかけしておりますけれども、何卒ご容赦くださるようお願いいたします。

本日、ご審議いただく案件でございますけれども、前回に引き続きまして、新潟市新焼却施設整備に係る環境影響評価方法書についてでございます。市長への答申を本日は取りまとめでいただく作業になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

限られた時間内のご審議となりますけれども、何卒よろしくお願いいたします。

（司 会）

今ほど、課長から説明がございましたけれども、本日の審査会は新焼却施設整備、亀田清掃センター更新事業に係る環境影響評価方法書の2回目の審査会になります。本日の審査会で取りまとめでいただく答申書をもとに市長意見を形成しまして、12月下旬には事業者へ通知をする予定となっております。

それから、ウェブで参加の皆様にご連絡です。ご発言のとき以外はマイクをオフにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。それから、質疑応答の際に、Zoomの挙手機能ですと、ご発言の意向が少し分かりにくいということで、ご発言をいただいでご発言

の意向をお示しいただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。以降の進行については、会長にお願いをいたします。

(会長)

今日はよろしくお願ひいたします。

今日は、答申書案と、その案を取ればよろしいわけでございますけれども、時間も限られておりますので円滑な議事進行に皆様、ご協力をお願いしたいと思います。

まず、はじめに事業区域における土壌汚染について、事業者よりご説明をお願いいたします。

(事業者)

では、事業者より土壌調査について、資料4に基づいてご説明いたします。紙資料については両面となっております、表が全体の流れ、裏が調査結果となっております。

まず、はじめに、全体の流れからになります。今回の土壌調査は、土壌汚染対策法やそのガイドラインに基づいて行っておりまして、法では、3,000 m²以上の土地で、掘削等の形質変更等を行う場合で、土地に汚染のおそれがある場合に調査を行うこととなっております。

この調査では、初めに地歴調査を行いまして、過去の土地の利用履歴から汚染のおそれの有無を判断いたします。対象事業実施区域は、過去に焼却施設が立地しており、また一部をごみの埋め立て地として利用しておりましたので、汚染のおそれがあるということで判断しております。

続いての土壌調査についてですが、土壌の採取と分析となります。対象範囲を10m×10mに区画しまして、合計208区画に対して調査を行っております。対象物質は、記載しておりますように、砒素、水銀、鉛、カドミウム、六価クロムの5物質ということになっております。

この調査の結果についてですけれども、208区画のうち、1区画で基準を超過しました。表層の土ではありませんので、汚染土壌を直接摂取するということはありませんが、溶出した砒素が、周辺地下水に影響するおそれというものがありますので、その後調査を行いまして、併せて報道発表を行っております。

周辺井戸の調査の結果、飲用においての利用はありませんでしたので、今後、法に基づいて区域指定を受けることとなりますけれども、汚染土壌による健康被害のおそれがないことから、形質変更時要届出区域となります。

フローの右側にある周辺環境調査については、土壌汚染対策法に基づくものではなく、汚染区域周辺の現況把握のために周辺地下水の測定を行うものでありまして、これは市の環境

対策課で実施をしているところです。

続いて、裏面の調査結果についてご説明いたします。はじめに、上段の土壌調査です。右側の図の黄色い部分を208区画に分けて調査を行った結果、ピンク色となっている区画において、砒素の土壌溶出量が基準値0.01 mg/Lに対し0.013 mg/Lと、わずかではありますが基準値超過となっております。なお、この区画以外はすべて基準値以内となっております。

左側のイラストが汚染した区画の深度調査の結果となります。地表面の覆土の下に埋設されたごみがありまして、当初、最初の測定では地表から5メートル下になる土壌を分析し、追加の調査では6メートル、7メートル、8メートルと3地点の分析を行いまして、6メートル地点では0.012 mg/Lで、基準地を少し超過、7メートル、8メートル地点では、0.005 mg/L未満という結果でありましたので、汚染した土壌の範囲というところは深度5メートルから7メートルの範囲となっております。

なお、新施設の工事に関してですけれども、建物は敷地の南側に配置する予定でありまして、汚染土壌が検出された区画は構内道路等での利用をするために、5メートル以下の汚染された区画の土壌の掘削等は行わない見込となっております。

続いて、周辺地下水の調査結果に移ります。調査範囲は、土壌汚染対策法のガイドラインにより、砒素の移動距離が250メートルとなっておりますので、その範囲で3カ所の井戸の地下水を調査しております。なお、図にはないのですけれども、表に地点③があつて、これは民地のために写真に明記しておりませんが、排水路北側の場所となります。

調査結果については、地点①と③で環境基準を超過した砒素が検出されました。なお、いずれの井戸についても、飲用での利用がないため、健康への影響はありません。基準を超過した地点①は、既に廃止をしております亀田第2埋立処分地の周縁井戸のため、埋立地の影響ではないかと考える方もいらっしゃるかと思いますけれども、表の下の注釈にあるとおり、埋立区画の側面と底面にはシートを敷いておりまして、埋立区画内のごみや水が周辺に漏れないようにしております。また、廃止後も埋立区画内の浸出水、中の水ですが、測定は継続しておりまして、今年の10月に行った調査結果でも砒素は不検出でありましたので、埋立地の影響ではないと考えております。

周辺地下水の砒素の原因ですけれども、このあとの事業者見解でも記載をしておりますが、土壌の溶出量0.013 mg/Lに対し、周辺地下水の濃度が大幅に大きいこと、また、土壌調査で超過した区画が208区画のうち1区画のみであること、砒素は自然由来でも検出される物質であること、この3点から、敷地内の汚染土壌によるものではないと考えておりますけれども、原因の特定は困難です。

いずれにしましても、本事業においては、周辺地下水で砒素が検出されている状況という

ものを踏まえまして、工事で地下水を汲み上げる場合には、工法の検討ですとか、薬剤処理等により環境に配慮をしていくということで考えております。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの説明に関して、皆様からご質問があらうかと思えますけれども、のちほどまとめてご質問をお願いしたいと思います。

続きまして、次第3になります。環境影響評価方法書に対する答申書素案について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

ご説明させていただきます。10月15日の現地視察会のあと、方法書に対するご意見をメールで照会させていただきました。委員の皆様からは、たくさんご意見やご質問をいただきありがとうございました。いただきましたご意見等は事務局で整理し、資料1にご意見を、資料2にご質問等を取りまとめさせていただきました。

こちらの資料につきましては、直前になりましたが、事前にメールで送付させていただいておりますので、確認をいただいているところかと思えます。

本日の審査会では、各委員からいただいたご意見、それに対する事業者の見解および事務局の考えについて説明しましたのち、答申書素案についてご審議いただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

では、資料1をご覧ください。いただいたご意見に対する事業者の見解、対応、事務局の取扱いについてまとめたものになります。表右側の事務局の意見等の取扱いについての欄には、答申書素案に反映した意見については「○」を、ご意見を踏まえ、答申書素案に記載した文面を記してあります。また、いただいたご意見のうち、事業所の見解を受け、答申書への記載をしなかったものにつきましては、「事業者の回答を以って了としたい」という記載にしております。

本日は、時間が限られている中となりますので、まことに恐縮ではありますが、委員からの意見と事業者見解の読み上げは割愛させていただきまして、趣旨等を簡単に整理したうえで、事務局の取扱いを中心に説明していきたいと思っております。

まず、意見番号3のA委員からいただいた、大気質の調査地点に関するご意見についてになります。事業者からは、より精度を高めるために、施設東側の地点について、煙突高さ59メートルにおける最大着地濃度地点までの距離を考慮し、環境保全対象施設である新潟向陽高校周辺を追加するという回答でした。事務局としましても、大気質は焼却施設の事業特性上、重要な要素であることから、調査地点の選定については市街地など周辺地域の保全対象を考慮した地点選定を行うことという意見を付したいと考えています。

続いて、意見番号4のB委員からの騒音に関するご意見です。騒音の予測手法の計算式について、ご指摘がありました。事業者からは、予測式に種々の要因による減衰量について記載されておらず、再度精査し、準備書では適切な式を用いるとの回答でした。また、屋外騒音については、機器設備の配置の詳細を設定したうえで、点音源の距離減衰式などを用いて、個別に計算したのちに合成する手法を用いるとの回答でした。

事務局としましては、適切な予測評価が必要であることから、方法書における騒音の予測式では、種々の要因による減衰が反映されていないため、再度精査し、適切に予測、評価を行うこと。ファン等の屋外設備の設置がある場合は、屋外配置における適切な予測式を用いることという意見を付したいと考えております。

続いて、意見番号5のB委員から低周波の評価方法に関するご意見です。事業者からは、委員からご紹介のあった五泉市の例を確認し、資料記載の文献を参考に、適切な評価方法を用いるとの回答でした。事務局としましては、適切な評価が必要であることから、低周波音の評価方法については、低周波音の測定方法に関するマニュアル等を参考に、評価値を再度検討し、適切に予測・評価を行うことという意見を付したいと考えております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、意見番号6から9の、C委員、D委員、E委員、F委員からの土壌と水質に関するご意見についてです。土壌汚染対策法に基づき行った調査で、事業計画地において、土壌の汚染があったことを受け、今回は複数の委員からご意見をいただいたところです。事業者からは、基準を超えた汚染土壌を拡散させない工事計画であることや、基準を超過した地下水を流出させないようにモニタリング調査を行うとの回答でした。

事務局としましては、土壌については、当該地では砒素の土壌汚染が確認されているため、土壌汚染の状況と汚染区画の利用計画を照らし合わせ、汚染土壌による周辺環境への影響について把握することという意見を、水質については当該地下水には砒素が含まれる可能性が高いため、公共用水域へ排水する場合は水質測定を行い、必要に応じて適切に処理を行うなど、周辺水環境に影響を及ぼすことのない工事計画とすることという意見を付したいと考えています。

続きまして、ページをめくっていただき、意見番号12、13、G委員からの動物、特に鳥類に関するご意見です。このうち、13のハクチョウに関しまして、計画地は鳥屋野潟に比較的近く、計画地周辺の水田はハクチョウが採餌しており、また福島潟との飛行ルートにもなっていることから、モニタリング調査が必要とのご指摘でした。事業者からは今後、専門家に相談しながら調査を実施していくという回答がありました。

事務局としましては、市の鳥ハクチョウの状況把握は必要であるとして、計画地周辺の水

田は、新潟市の鳥に指定されているハクチョウ類の採餌場になっていることから、工事の実施および施設の供用によるハクチョウ類の採餌の影響について、調査、予測および評価を行うこと、および計画地周辺は採餌、ねぐら替え等のハクチョウ類の飛行コースにあたることから、建設物に対するバードストライクの影響について、調査、予測および評価を行うことという意見を付したいと思います。

続きまして、意見番号 14、H 委員からいただいた景観に関するご意見です。委員意見に対して、事業者からは、住居エリア等からの眺望についてフォトモンタージュを作成し、施設近傍における景観の影響を示すとの回答がありました。

事務局としましては、景観については主要な眺望点からの景観に関し、フォトモンタージュを作成することとしているが、計画地周辺には住宅地等が存在しているため、周辺住居エリア等からのフォトモンタージュも作成し、施設近傍における景観への影響についても確認することという意見を付したいと考えています。

続きまして、16、H 委員からの温室効果ガス等に関する意見についてです。事業者からは、太陽光発電の導入について今後検討すると回答がありました。カーボンゼロを目指す市の方針を踏まえ、事務局としましては太陽光発電など再生可能エネルギーの導入についても検討し、これによる温室効果ガス削減量についても明らかにすることという意見を付したいと思います。

続きまして、次ページをご覧ください。意見番号 18 から 25 は関係課からの意見を整理したのになります。このうち、意見番号 18 は温室効果ガスに関する意見です。事務局としましては、当該事業は既存焼却施設を更新する事業であることから、温室効果ガスの排出量については既存施設と新設施設の排出量を比較し、施設の稼働に伴う温室効果ガスの削減量を明らかにすることという意見を付したいと思います。

続いて、意見番号 19 は、大気質に関する意見です。方法書段階では、煙突の高さが確定しておりません。事業者からは今後、準備書までに決定するとの回答でした。

事務局としましては、大気質に関しては当該事業の特性を考慮すると重要な要素であり、煙突の高さが確定しない場合について、複数案それぞれについて環境影響の調査が必要と考えます。このため、当該施設の煙突高さは 59 メートル、または 80 メートルの 2 案で検討されており、準備書において、煙突の高さを確定できない場合はそれぞれの煙突高さにおける環境影響を明らかにすること、という表現で意見を付したいと思います。

続いて、21、水質に関する意見についてです。当該事業において、地下水の揚水が想定されます。現段階では、工事の詳細が示されていないことを受けての指摘です。事業者からは、準備書において明記するとの回答がありましたが、事務局としては、当該地周辺は地下水位

が高く、地下構造物の設置工事において地下水の揚水が想定されることから、工事における濁水の処理方法および排出先を準備書に明記することとしたいと考えています。一度、ここで一区切りさせていただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。いろいろ、各委員の意見等に対しまして事業者の見解、事務局としての答申案をまとめていただきました。ありがとうございました。

それでは、ここまで、とりあえず一旦区切りまして、皆様からご質疑、ご意見等をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(A 委員)

以前にも意見として出したのですけれども、例えば煙突の高さによって、近くに住んでいるものとしては、非常に影響の大きさが違ってきます。それに対して、どのような対応をされるかということも心配です。以前にも、決まった時点でさらに私たちの意見を申し上げて対応していただけるのかどうかということがすごく心配なのです。いかがでしょうか。

(会長)

今のものは、答申案が決まって、その後に意見が出た場合にそれに対応していただけるかという意味でしょうか。

(A 委員)

今、正確に決まっていないことが多いわけですね。例えば煙突の高さ。決まった時点で、問題はこういう点はないのかということを行ったときに、またそれに対して対応していただけるのかと思うのです。

(会長)

その辺、いかがでございましょうか。事務局か、それともこれは事業者、どちらでしょうか。これは今、方法書が出て答申がされた。そのあと、また準備書があるわけです。その場合に、その意見をきちんと聞いていただけるかということですか。そういうことですね。これは、事務局でしょうか。

(事務局)

今のご質問を事務局からお答えさせていただきます。今、煙突高さは2案と聞いておりますので、本来であれば、どちらか一方で確定したものについて、これから予測評価をしていただくべきものかと思うのですけれども、まだそこは決まらないということですので、今とりあえずは並行でやるというところで話をいただいております。ですから、それぞれのケースの環境影響というところを準備書の中で明らかにされていくものと考えております。ですから、59メートルの場合、80メートルの場合、それぞれ2案の結果が出てくるものと考えて

おります。

ただ、準備書段階で事業計画が固まり、59メートルに決定するとなれば、59メートルの諸元で予測評価をしていただくことになろうかと思えます。その結果が、準備書の中で出てきますので、その準備書の結果を見て、また市民意見または委員からご意見があれば、それをまたお伺いして、事業者にまたお返しするというような流れを考えております。

(会長)

A 委員、今のような説明でよろしいでしょうか。

(A 委員)

もう一度検討の機会を、決まった時点でしていただけるという今のお話でしたので、よろしいかと思えます。ありがとうございます。

(会長)

これで終わりではなく、準備書がありますから。その段階できちんと煙突高さも決まりでしょうから。

(A 委員)

決まった時点で、例えば低い場合の環境影響評価地点と、高い場合の環境影響評価地点では違うと思うのです。ですから、決まった時点で私たちが再確認をしないと問題かと思うのです。

(事務局)

今回の事業では、59メートルの場合と80メートルそれぞれの場合で、最大着地点というところを考えまして調査、予測、現況調査の調査地点を決定していると聞いておりますので、そういう意味では、どちらに決定しても対応できるという理解でよろしいかと思えます。

(A 委員)

非常に、近くに住んでいるものにとっては、どこに着地するかということはとても大事なことです。向陽高校の辺りなのか、もっと手前の位置なのかということはとても大事だと私は思うのです。

(会長)

どうでしょう。それでは、まだ高さが決定ではないですから。その段階できちんと配慮された、環境影響を反映された形で出されて、それに対して、また皆さんにご意見をいただくということは当然のことだろうと思えます。それでよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

そのほか、委員の方々いかがでございましょう。

(I 委員)

資料 2 の事業者回答をいただきまして、私はストーカ炉の選定に関して質問をしましてご回答をいただいたのですけれども、それに関してよろしいですか。

(会長)

資料 2 ですね。どうぞ。

(I 委員)

お答えで、総合的に最も優れた炉を選定したとなっております、そのことの結論自体にさほど異論があるわけではないのですが、市のウェブサイトで公表されている評価委員会の資料を見ましたところ、この流動床炉とストーカ炉、両方とも 1 段階審査が満点で、2 段階審査で、実績の件数で 100 点と 30 点の差がついて、合計 60 点差でストーカ式が採用されているので、実績 70 点差をつけた以外で、ストーカ式のほうが点が高いという事実が報告書内に複合的に最も優れたという回答になっているのは変ですので、答えは採用実績の点だけで 70 点差がついて 100 点と 30 点にしたということで、それで総合成績 60 点差でストーカ式が採用されたというのは、このご回答の内容とだいぶ食い違っていて、そこが少し普通に受け止めると、採用件数で圧倒的にストーカ式が多い故に、その点差がついて採用するということが事実ですよね。報告書の内容を見ると、採用件数が圧倒的に多いということ自体もたしかに実績なので分かるのですが、お答えの内容と選定した結果の報告書の内容が食い違っているのです、そこを直していただきたいと思います。

ストーカ式を採用した場合の利点は、私が考えるにはほかにもあって、新田の清掃工場と焼却方式が揃うことによって、ごみの収集分別等におけるストーカ式炉の特性を踏まえた、循環型社会の推進のための市民に対する啓発活動になるから可能になるという点はプラスだと思います。炉式が 2 大清掃工場で食い違っていると、厳密には焼却の、例えばストーカ式はごみの質の変動に対して強いです。つまり、ある程度混ざっていても実は大丈夫というようなことが高評価とかいうのだったら分かるのですけれども、少しこの回答があまりにもウェブサイトで公開されている選定方式の報告書の内容と食い違っているということを一応読ませていただいたので、私が言ったことを別に書かなくてもいいのですけれども、事業者回答が明らかにおかしいことが書いてあって、採用件数だけで決定されたという点数差の表になっています。

(会長)

ありがとうございました。今のご質問は要するに、ストーカ方式の採用は優れているという評価だけでなく、きちんとした内容について記載していただきたいという取り方でよろしいでしょうか。

(I 委員)

そうですね。というか、優れている点は採用件数だけということが、点数表を見た結果見とれるところですよ。一次審査では全く同点で、二次審査で採用件数の 70 点差と、最終的には 60 点差になって、それで決まっているというのが評価点数表を見た結果です。

ストーカ式を選定すること自体に異論があるわけではありません。ただ、回答欄に書かれている内容がおかしいのではないかと感じて。

(会長)

この表の書き方、表現が少しおかしいのではないかと。この辺はいかがでございましょう。事業者として、もう少しご意見を伺いたいと思います。

(事業者)

では、事業者から回答します。今、I 委員の言われたのは、検討委員会報告書の第 2 段階の評価で、安心安全の建設実績の部分かと思いますが、言われる通り、ストーカ式と焼却の流動床の実績で 70 点の差がついています。

ただし、資料が手元にないため、明確にお答えできませんが、ストーカと流動床の合計の点差は、もう少し開いており、実績以外の項目で例えば、安定稼働の中の、前処理をするかしないかという項目では、流動床ですと、焼却前にごみを 1 回砕くという工程が含まれ、少しトラブルという報告もされておりますので、その観点から安心安全の部分ではストーカ式のほうがいいだろうというところもありますし、総合的にストーカ式がというところについても、5 方式の中で総合的に見たということもありますので、今回の資料に示しております事業者の回答と、委員会での検討の報告書については同じような記載となっており、特に不整合がないと考えております。

(I 委員)

ありがとうございます。今のお答えにあったように、ごみの質のムラみたいなものに対応しやすいということも利点なわけですよ。ですので、あまり市民に、ごみに若干ムラがあっても大丈夫ですと言うとよくないかもしれませんが、新田清掃工場とフローと、そのあたりの利点もあるのではないかと、私も思いました。お答え自体は全くそのとおりだと思います。

(会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ほかの委員はどうでしょうか。

(J 委員)

素人なので、もしかしたら少し間違った質問かもしれないのですが、18 と 16 で温室効果

ガスについて触れているのですが、これは施設の稼働によるものと再生可能エネルギーの導入とありますので、同じと捉えてよろしいのでしょうか。施設の稼働の際に、この再生可能エネルギーを使った場合の排出量の削減と捉えていいのでしょうか。それとも、施設の稼働による削減と再生可能エネルギーというのは施設の焼却だけではなくて、施設全体で使うとしたら、それは稼働によるものとはまた別と捉えたらいいのでしょうか。もし別であれば、別々に削減量を具体的に明記していただいて、最終的には全体でどのくらいということが分かるようにしていただけると、素人にも分かりやすくいいかと思っています。

(会長)

その辺は、これは結局それぞれが再生可能エネルギーというか、排出量の計算によって最終的にどれだけ対策をするか。エネルギーコストの面と排出量を削減したことによる温暖化対策いろいろあると思います。その辺どうでしょうか。

今、おっしゃっていることは、もう少し私は確認が取れない部分があるのですけれども、要するに、エネルギーとして使って再利用した部分と、それによって温室効果ガスの排出がどれだけ抑制されるか。そういうことを数字上出してということでしょうか。

(J委員)

要するに、施設焼却自体にかかわる削減量と再生可能エネルギーというものは、どこで使われるか。例えば、施設全体で焼却以外にも施設では電力を使うと思うのですが、そういったものを全部再生可能エネルギーでやるとしたら、その量がどうなるか。だから、それは同じことを言っているのかどうかということをまずお聞きしたいのです。

(会長)

その辺の意味ですね。

(J委員)

もしそれが別々のものであれば、別々に具体的に表示していただいて、そして最終的に全体でその焼却場施設全体でどのくらいの削減ができるということをつかえるようにしていただけたらいいということです。

(会長)

これは、事務局から回答をしていただいたほうがいいですね。

(事務局)

こういった事業施設のCO₂排出量というのは、毎年新潟市でも市の施設の排出量ということで計算はしております。それに則ったやり方になろうかと思っています。当然、まず燃料の使用でありますとか電気の使用、それぞれに燃料、それから電気をどこから買うかによって係数が違いますので、係数を掛け合わせてどれだけのCO₂をまず排出したかと。

一方、発電をしておりますと、その発電したものというところも、廃棄物発電ですとまた係数が出てきますので、そういった係数を掛け合わせて、その分は削減につながっているというふうにプラスマイナスしていくという考え方になろうかと思えます。ですから、太陽光発電についても、まずは太陽光発電はどれくらい発電したかというところで、それをまた電気に置き換えて、どれくらいの排出削減につながったかというような計算になっていくのだらうと思っております。

ただ、今回、リプレイスの事業ということではございます。また、配慮書の段階でも、今回のいわゆる豊栄の廃棄物焼却施設を廃止して、二つの施設を廃止して、こちらの施設に統合していくというような事業の大きな考え方も示されておりますので、そういった考え方の中でも、どれくらいCO₂削減につながっているのか。そこは示してほしいということはその中でも言われておりましたので、そこも併せてお示しいただくというような、そういった視点でこういった意見とさせていただきます。

(会長)

J委員、それでよろしいですか。

(J委員)

すみません。まだ、よく分かっていないかもしれないです。そうすると、とりあえず全体での削減量ということで捉えていいのでしょうか。焼却場の新しい施設の全体の削減を表記するというところで、捉えてよろしいですか。

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

こういった事業の施設ですので、いわゆるCO₂排出をマイナスにするということは基本的にはおそらくないと考えております。ですから、今言った削減量というのは、今ある亀田焼却場、豊栄の焼却場それぞれで出ている排出量で、そこから新しい施設で出る排出量、おそらくそれはマイナスになるということが、今の計画の中では示されておりますので、その部分を排出削減量という形で準備書等の中でお示しいただくということを想定しています。

(会長)

そうですね。マイナスということで出ています。J委員、それでよろしいですか。

(J委員)

分かりました。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございます。そのほかの方はございますでしょうか。

それでは、進行させていただきます。事務局からの答申案の説明に移らせていただきます。
よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、事務局から答申書素案について、資料3を用いて説明をさせていただければと思います。資料3、答申書素案をご覧ください。答申書素案は、総括的事項、個別事項、その他事項の三つに分かれております。

まず、1、総括的事項について、ご覧いただきたいと思います。総括的事項としては4点です。当該事業の事業実施想定区域の周辺には住宅地が存在しているため、今後の手続きを進めるにあたり、周辺の地域住民等に対して適切に情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知するよう努めること。それから、当該事業は施設設計や工事計画などの事業計画の詳細が未確定であることから、これを可能な限り確定させたいと適切に環境影響評価を行うとともに、事業計画の確定に至った検討経緯を準備書に記載すること。3点目です。当該事業は、既存焼却施設の更新であり、同敷地内における建て替えの事業であるため、現況を適切に把握し、新施設においては、より一層の環境負荷の回避、低減について十分に検討すること。4点目です。環境影響評価の実施において、環境の影響に関し、新たな事実が判明した場合は、必要に応じて選定した項目および手法を見直し、調査、予測および評価を行うこと、という意見を付したいと思います。

続いて、2、個別事項については、先ほど資料1で説明しましたとおりですので、省略させていただきます。

次に、3、その他事項についてです。今回の図書の中でより分かりやすい説明が必要な内容も見受けられたことから、準備書の作成にあたっては、文章や図の作成、用語の使用について工夫し、分かりやすい図書となるよう留意することとして記載したいと考えています。

(会長)

どうも、ご説明ありがとうございました。皆様からいただいた意見は答申書素案に反映されているものと考えます。この素案につきまして、何かご意見ございますでしょうか。

(A 委員)

お願いがあるのですが、本事業の1、総括的事項(1)本事業の内容を丁寧に周知するよう努めることですが、地域の説明会のご案内が、私は注意していたのですが気づかなかったのです。回覧板もありますので、亀田地域には何かよく周知をしていただけるようお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。それは、周知が徹底していなかった部分が一部あったかもしれま

せん。今後は、その辺を十分に配慮されて周知をよろしく願いいたします。

その他のご意見いかがでしょう。それでは、答申書素案に対しまして、一応皆様のご意見が反映されて、素案に盛り込まれている、具体的に各資料ごとにご説明もありました。ということはいかがでしょう。答申案を、今のご意見を踏まえて、答申の案のとおりとするということでお認めいただければと思います。いかがでしょう。皆さん、手を挙げていただいて。各委員手が挙がっていますね。ありがとうございました。それでは、この答申案をこのまま認めていただきましてありがとうございました。

事務局からご意見ございますか。その他に移りますけれども、その前に何かございますか。特にございませんか。議事次第では、その他がありますけれども、その他でもよろしいです。特になしでございますか。そのほかは特にないということでございますので、皆様長時間にわたりご審議、そして答申案の答申書素案をお認めいただきまして、どうもありがとうございました。今日は、これで閉めさせていただきます。ありがとうございました。

あとは、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(司 会)

皆様、長時間にわたるご審議ありがとうございました。事務局より、今後の流れについて簡単にご説明をさせていただきます。本日、取りまとめさせていただいた答申について、近日中に会長から市長宛にご提出をいただきます。その後、答申をもとに市長意見を作成しまして、事業者へ通知をする予定となっております。

これもちまして、審査会を終了させていただきます。今日は、どうもありがとうございました。